

「（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書」 についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

【全体事項】

- (1) 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、他事業者と積極的に情報共有を図り、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域が重複する他の風力発電事業による累積的な影響について、環境影響評価項目として選定すべきものがないか再度検討すること。
- (3) 現時点では、風力発電機等の大型資材の搬出入路等の詳細が未定であるとされているが、詳細を確定した段階において道路拡幅等による環境影響を受けるおそれがあると判断される場合は、各選定項目の調査地点の追加等を検討すること。
- (4) 事業計画や工事内容に加え、調査地点等の設定根拠や超低周波音に係る影響範囲等の環境影響評価に関する情報等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

【大気環境】

〈超低周波音〉

- (1) 超低周波音の予測結果については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成12年）に記載されている「建具のがたつきが始まるレベル」や、文部科学省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班「昭和55年度報告書1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究」に記載されている「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較により、整合性が図られているかどうかを評価すること。

【水環境】

- (1) 水の濁りは、降雨強度及び降雨量による影響を受けることから、事前に調査実施の目安となる条件を明確に設定したうえで、水の濁りの発生が見込まれる際に調査すること。

- (2) 水の濁りの予測にあたって参考にするとしてされている「森林作業道開設の手引き」(平成24年、森林総合研究所)は、幅員2.5～3m程度の未舗装の路面から流出する土砂・濁水被害の防止を想定したものであるため、本事業の規模に合わせて推定すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺には地下水や湧水を利用した多数の水源が存在していることから、これらの場所を水質調査地点として設定する必要があるか検討すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物(鳥類)〉

- (1) 定点観測法によるクマタカの生息状況の調査にあたっては、クマタカへの調査圧を軽減するために適切な対策を検討すること。
- (2) 現在の調査計画では、鬼岳北側方向における調査地点の設定がないため、これらの地域の鳥類を把握するための調査を検討すること。

〈動物(両生類・昆虫類等)〉

- (1) 対象事業実施区域には、複数の水源地が存在しているが、これらの環境は水域の生物にとって重要な生息場であることから、両生類や昆虫類の調査にあたっては、水源地における重点的な確認を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域の最も北側に位置する尾根の風力発電機設置想定範囲の周辺に調査地点が設定されていないため、調査地点を追加する必要があるか検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 地域コミュニティの中心となる施設として、集落内の公民館や集会所を調査地点に選定する必要があるか検討すること。

〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 調査にあたっては、現地での写真撮影、目視調査、聞き取り調査の有無等、具体的な調査内容を整理し、明確にしておくこと。

[その他]

- (1) 森林伐採による土砂災害及び土砂流出並びに山林の保水機能の低下に伴う下流域への影響等については、近年頻発する集中豪雨の傾向等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。